

放課後等デイサービス じんじん 指定放課後等デイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 じんじんが開設する放課後等デイサービス じんじん（以下、「事業所」という。）が行う児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。

- 2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 前3項のほか、高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第13号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：放課後等デイサービス じんじん
- (2) 所在地：高知県高岡郡佐川町乙2095番地の2
※ 令和4年12月25日に移転
高知県高岡郡佐川町乙1263番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤・兼務可）
児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービスにかかる個別支援計画の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障

害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 2名以上

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者は、指定放課後等デイサービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。(但し、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時とする。
- (3) サービス提供時間 授業終了後：午後3時から午後6時までとする。
学校休業日：午前9時から午後6時までとする。

(指定放課後等デイサービスの定員)

第6条 事業所の定員は10名とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第7条 指定放課後等デイサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 放課後等デイサービス計画の作成
- (2) 生活能力向上のための必要な訓練
- (3) 集団生活への適応訓練
- (4) レクリエーション行事
- (5) 送迎サービス
- (6) 相談及び援助

(利用料等)

第8条 事業所は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 おやつ代は100円とする。
- 4 その他、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当であるものに係る費用については、実費徴収する。
- 5 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った保護者に対して交付する。
- 6 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、

当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得える。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐川町、越知町、仁淀川町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- (1) 管理者は、防火管理者を選任する。
- (2) 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- (3) 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、年3回以上避難及び救出その他の必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第13条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け取るための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により、市町村長等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長等が行う調査に協力するとともに、市町村長等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村長等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長等に報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) すべての従業員に対する障害児の人権の擁護、虐待の防止等に係る研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への通知

第15条 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をその他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への通知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) すべての従業員に対し、身体拘束等の適正化に係る研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(前条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定障害児入所施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。
- 5 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する放課後等デイサービスの提供に関する記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 じんじんと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

